

鳥取市地域共生社会推進会議設置要綱

(目的)

第1条 誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいつまでも生きがいを持ちながら、安心して暮らすことができるよう、社会的孤立の広がり背景として複雑化、深刻化、潜在化する様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人の早期発見から支援につながる地域包括ケアシステムの全市的な推進を図るとともに、地域における課題解決や新たな社会資源の創出のために、あらゆる関係機関等が分野を超えて密接に連携し、総合調整等を行う「鳥取市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる内容を所掌する。

- (1) 各分野の総合調整、情報交換や連絡協議に関すること。
- (2) 地域の現状や課題の把握に関すること。
- (3) 政策の検討や市役所庁内会議への提案に関すること。
- (4) その他、推進会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議は、委員長1人、副委員長3人を置き、別表第1項に掲げる機関の代表者をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、福祉部長、健康こども部長、市民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 推進会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - (1) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め又は意見を聴き、若しくは資料の提供を求めることができる。
 - (2) 推進会議の事務局は、市地域福祉課に置く。

(推進庁内会議)

第4条 委員長は、推進会議を円滑に推進するために推進庁内会議を設置することができる。

- 2 推進庁内会議は、別表第2項に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 推進庁内会議は、推進会議へ提案するために、課題に対する取り組みを支援し協議する。

(推進連絡会議)

第5条 委員長は、協議のため必要があると認めるときは、推進連絡会議を設置することができる。

2 推進連絡会議は、横断的な福祉課題を迅速に検討又は推進するために設置し、担当部署等が連携する。

(秘密の保持)

第6条 推進会議等（推進会議、推進庁内会議、及び推進連絡会議をいう。）の出席者は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 <推進会議> 事務局：市地域福祉課

委員長 副委員長 副委員長 副委員長	副市長 福祉部長 健康こども部長 市民生活部長
市関係部局	総務部
	人権政策局
	危機管理部
	企画推進部
	環境局
	都市整備部
	教育委員会事務局
関係機関 団体 事業者	東部医師会 鳥取市自治連合会 鳥取市民生児童委員協議会

	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会 障がい者自立支援協議会 鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 各地域包括支援センター 鳥取県介護支援専門員連絡協議会 鳥取市社会福祉協議会 鳥取県社会福祉協議会地域福祉部 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 鳥取県鳥取警察署
--	---

2 <市役所 推進庁内会議> 事務局：市地域福祉課

市関係部局	福祉部	地域福祉課長 長寿社会課長 中央包括支援センター所長 障がい福祉課長 生活福祉課長 保険年金課長
	こども家庭局	こども未来課長 こども家庭センター所長 こども発達支援センター所長
	鳥取市保健所	健康づくり推進課長
	市民生活部	地域振興課長 協働推進課長 市民総合相談課長
	環境局	生活環境課長
	総務部	行財政改革課長
	人権政策局	人権推進課長 中央人権福祉センター所長
	危機管理部	危機管理課長
	企画推進部	政策企画課長
	都市整備部	交通政策課長 建築住宅課長
	教育委員会	
鳥取県東部広域行政管理組合消防局		